

第3回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成22年2月9日（火） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（明治大学法科大学院教授・弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 榎本 隆英（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 高橋 静雄（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	第1回契約監視委員会と同じ。

議 事	内 容	
個別契約案件審議	6件	類型別に選定した6件について、審議を行った。
平成21年度の契約 予定案件	前回競争性のない随意契約 「銀行券仕上機保守点検作業」（役務）	
	前回競争性のない随意契約 「みつまた」（物品の購入）	
	前回一者応札・一者応募の契約 「証券線画デザインシステム保守点検作業ほか2件」（役務）	
	前回一者応札・一者応募の契約 「自主保全活動又はTPM活動の推進に係る指導支援等請負作業」（役務）	
	前回一者応札・一者応募の契約 「工場間の警送」（役務）	
	新規案件 「虎の門工場建築設備運転監視ほか請負作業」（役務）	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
審議の結論	指摘事項なし	
国立印刷局常勤の委員による点検	今回審議した案件（平成21年度新規案件を除く）が属する類型（2類型）の残りの案件について、審議内容を踏まえて、次回委員会までに点検することとした。	
その他必要事項に係る確認	「「契約における実質的な競争性確保に関する点検」について」（平成22年1月19日総務省行政管理局事務連絡）の点検のため、第4回契約監視委員会の開催を平成22年2月18日（木）とした。	

※ 点検結果については4月末公表を予定している。

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議 1 「銀行券仕上機保守点検作業」</p> <p>当該装置を熟知した者でなければ、機械性能を維持できないため、競争性になじまない合理性がある契約である。</p>	
<p>◇個別契約案件審議 2 「みつまた」(6 契約)</p> <p>いくつの農業共同組合から購入しているのか。</p> <p>数量はどのように決定されるのか。</p> <p>供給可能な数量が多ければ競争させて安く購入できると思われるが。</p> <p>国立印刷局側からの依頼に基づく生産なのか。</p> <p>納入状態となっている工業製品としては、どのくらいの保存期間があるのか。</p> <p>量と価格は連動するのか。</p> <p>6 契約とも契約単価は同じなのか。</p> <p>特殊性があり、競争になじまない契約である。随意契約によらざるを得ないと思われる。</p>	<p>6 箇所である。</p> <p>当局の翌年度の必要量と契約相手方の調査した供給可能数量を精査し数量を確定している。</p> <p>生産者が高齢化し、生産量が減少している。現状では必要量の確保が難しい状況にある。</p> <p>昭和32年の閣議決定に従い、生産者の保護、生産量の維持を図ってきた。</p> <p>また、銀行券の品質維持の観点から、生産を依頼し、必要量を確保してきたものである。</p> <p>需要が豊富にあれば、市場にも流れるので競争原理が働くが、みつまたは一般に需要が少なく、あまり市場に流通しない素材である。流通しなくては、生産者は生産しなくなる。</p> <p>しかし、品質上、重要なファクターをもっており、それを維持するため生産を依頼している。</p> <p>とはいえ、個別に作られては品質に支障もあるので、非営利団体である契約相手方が生産管理した上で納入を依頼している。</p> <p>適切な管理をすれば、3年でも問題ない。</p> <p>連動しない。</p> <p>同じ単価である。</p>
<p>◇個別契約案件審議 3 「証券線画デザインシステム保守点検作業ほか 2 件」</p> <p>受注した会社は、ソフトウェアの開発会社なのか。</p>	<p>海外に本社があるソフトウェアを開発した会社である。</p>

<p>ソフトウェアのメンテナンスなのか。また、頻度は、どれくらいなのか。</p> <p>システムの使用頻度は、どれくらいなのか。</p> <p>国立印刷局において、入札参加申込み期間の改善（延長）を自主的に行っており、妥当である。</p>	<p>ハードとソフトの保守である。定期保守は年2回であり、バージョンアップと障害発生時の修理も含んでいる。</p> <p>諸証券も含め使用しているので日常的に使用しているシステムである。</p>
<p>◇個別契約案件審議4 「自主保全活動又はTPM活動の推進に係る指導支援等請負作業」</p> <p>このようなコンサルティング業務を行える業者は、他にもあるのか。</p> <p>社団法人日本プラントメンテナンス協会が提唱している活動のやり方でコンサルティングをやるというのは、実際に他から参加するのは難しく、入札をやる意味があるのか。</p> <p>入札参加申込期間を営業日で10日以上として門戸を開いても応札者が来ないというのが実状なのか。</p> <p>自主保全活動又はTPM活動ではなく、他により良いコンサルティング業務というのがあるかも知れないと思うがどうか。</p> <p>国立印刷局において、入札参加申込み期間の改善（延長）を自主的に行っており、妥当である。</p>	<p>自主保全活動又はTPM活動のノウハウがあれば可能と思う。</p> <p>他社でもやれることを確認している。また、本件は工場ごとに少額随意契約していたものを平成20年度分から契約を本局に一本化し一般競争入札としたものである。</p> <p>他者にもPRのようなことは実施しているが、応札に来ないというのが実状である。</p> <p>国立印刷局では、平成13年度から自主保全活動又はTPM活動の方式を取り入れて実施してきたものである。 活動も整理整頓の第1ステップから高度な第7ステップまでである。途中で方針を変えるというのは不可能である。</p>
<p>◇個別契約案件審議5 「工場間の警送」</p> <p>契約は単価契約なのか。</p>	<p>単価契約である。</p>
<p>◇個別契約案件審議6 「虎の門工場建築設備運転監視ほか請負作業」</p> <p>入札手続は、いつ頃から始めるのか。</p> <p>予定価格の算定方法はどのように行うのか。</p>	<p>2月中旬からである。</p> <p>基本的には公的な資料により積算することになる。</p>